

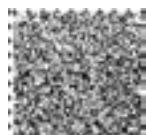
# 入居前・入居中・退去後に役立つ 居住支援事業案内



世田谷区居住支援協議会では、住み慣れた地域でいつまでも安心して住み続けていくことを支援しています。

住まいにお困りの方が入居前・入居中・退去後に活用できるサービスや、円滑な入居促進を図るために居住支援を行う居住支援法人を紹介しています。

**世田谷区居住支援協議会**





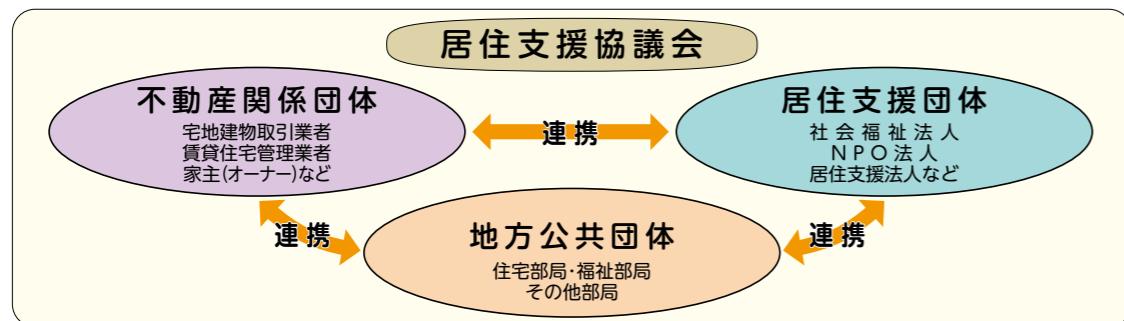
## \*目 次\*

居住支援協議会とは	1
世田谷区居住支援協議会の活動内容	1
入居前の支援	2
世田谷区協力不動産店について	2
居住サポート住宅始まりました	3
入居中の支援	3~4
入居中・退去後の支援	5
セーフティネット住宅への登録について	6
ひとり親家賃低廉化補助事業	6
多世代近居・同居推進助成事業	6
居住支援法人の紹介	7
世田谷区居住支援協議会会員居住支援法人一覧	8~10
居住支援法人への相談例	10

## 居住支援協議会とは

住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親世帯等）の民間賃貸住宅への円滑な入居を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者および民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する組織です。

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居にあたっては、それぞれの課題や支援ニーズに応じた居住支援を行う必要があります。また、居住支援は入居時だけでなく、入居中や退去時の支援サービスを整えていくことが必要となります。



## 世田谷区居住支援協議会の活動内容

世田谷区居住支援協議会では、関係者間で情報共有や協議をしながら様々な活動を行っています。例えば、区で実施しているお部屋探しサポート事業の実績や課題の共有・検討、民間賃貸住宅の家主（オーナー）や管理会社などを対象としたセミナーの実施、行政の支援メニューの周知、住宅確保要配慮者に理解のある区内不動産店の周知、居住支援を行う上での課題や支援ニーズの検討、居住支援法人との連携など、区・不動産関係団体・居住支援団体等の間で連携しながら活動しています。



## 入居前の支援

### お部屋探しサポート

区と協定を結んだ不動産店団体の協力で、区内の民間賃貸住宅の空き室情報を提供します。利用される場合は事前にお問い合わせください。

会場：世田谷区役所本庁舎及び各総合支所

日時：毎週木、第1~4火・金  
午後1時~4時

対象：区内在住の60歳以上の高齢者のみの世帯・障害者世帯・18歳未満のお子さんがいるひとり親世帯・LGBTQの方・外国人の方がいる世帯、ぱらっとホーム世田谷利用世帯

お問い合わせ  
住まいサポートセンター  
TEL 03-6379-1420

### 世田谷区保証会社紹介制度

保証人がいないため賃貸借契約が困難な60歳以上の高齢者のみの世帯等が、区と協定を締結した保証会社を利用することにより入居を支援します。初回利用に限り保証料の一部を区が助成します。（上限2万円※生活保護受給世帯は除く）

対象：区内在住2年以上の60歳以上の高齢者のみの世帯・障害者世帯・18歳未満のお子さんがいるひとり親世帯

費用：月額家賃および共益費の30%（月額家賃と共益費の合計が5万円を下回る場合は、5万円として計算）

お問い合わせ  
住まいサポートセンター  
TEL 03-6379-1420

### 家賃債務保証会社連絡先センター

世田谷区保証会社紹介制度を利用する際、連絡先の確保が困難な利用者に対し、保証会社の連絡先を引き受けができる「連絡先センター」があります。

※引き受けには条件があります。詳しくはお問い合わせください。

対象：世田谷区保証会社紹介制度を利用し、連絡先の確保が困難な方

費用：初回2年契約 11,000円（税込）  
更新時2年契約 5,500円（税込）

お問い合わせ  
(一財)世田谷トラストまちづくり  
TEL 03-6379-1421

## ～世田谷区協力不動産店について～

世田谷区居住支援協議会では、高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者などのお部屋探しにお困りの方が、身近な不動産店でご相談できるよう、不動産団体の協力店を公開しています。お部屋探しにお困りの場合は、世田谷区ホームページ内に掲載されている一覧の不動産店にご相談ください。

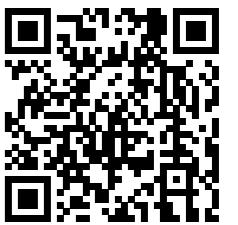


世田谷区協力不動産店 検索

世田谷区協力不動産店一覧URL（世田谷区ホームページ内）  
<https://www.city.setagaya.lg.jp/03665/3712.html>

このステッカーが  
協力不動産店の目印です

お問い合わせ 世田谷区都市整備政策部 居住支援課 電話番号：03-5432-2499



# 入居中の支援



## 高齢者安心コール

3つのサービスで安心をお届けいたします。①電話相談サービス（365日）②電話訪問員による電話訪問サービス③ボランティアによる訪問援助サービス

対象：①は、どなたでも②はひとりでお住まいの方、高齢者だけでお住まいの方③は、②に加えて日中おひとりでいる方  
費用：①、②は無料③は実費相当

お問い合わせ  
高齢者安心コール  
TEL 03-5432-1010

## あんしん見守り事業

あんしんすこやかセンターにおいて、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯等で社会的孤立のおそれのある高齢者を対象に、①見守り訪問及び見守り相談、②区民ボランティアの訪問による見守りを実施します。

対象：①はどなたでも②は65歳以上でひとりでお住まいの方、高齢者だけでお住まいの方などで、見守りの必要性があるとあんしんすこやかセンターが判断し、ボランティアによる見守りを希望した方  
費用：無料

お問い合わせ  
各地区（区内28ヶ所）のあんしんすこやかセンターにご連絡ください。（担当のあんしんすこやかセンターは、せたがやコール（03-5432-3333）へお問い合わせください）

## 高齢者見守リステッカー

登録番号と高齢者安心コールの連絡先が記載されたステッカーを配付します。事前に、氏名や住所のほか緊急連絡先などを登録いただくことで、緊急時に警察などからの照会に迅速に緊急連絡先へ連絡することができます。

対象：区内に住民登録があり、要介護1以上の認定を受けている方で、認知症により外出先から帰れなくなる等の症状がある方  
費用：無料

お問い合わせ  
高齢者安心コール  
TEL 03-5432-1010

# 入居中の支援

## ふれあいサービス

日常生活に支援が必要な方に対し、「住民同士の支えあい」の活動として、家事、生活、外出支援を行います。

対象：区内にお住まいの高齢者や心身に何らかの障害がある方等

費用：1時間1,000円  
年会費2,000円  
(3ヶ月以内の一時利用の場合  
1,000円)

### お問い合わせ

住所地の各地域社会福祉協議会事務所  
世田谷地域 TEL 03-3419-2311  
北沢地域 TEL 03-5787-8537  
玉川地域 TEL 03-3702-7777  
砧地域 TEL 03-5727-6101  
烏山地域 TEL 03-5314-1891

## 救急通報システム（高齢）

緊急時に使用する救急通報用ペンドント等を貸し出します。ボタンを押すと民間受信センターに通報され、必要に応じて救急車が出動するとともに、警備会社の現場派遣員等がかけつけます。

対象：65歳以上のひとり暮らし等の高齢者で、慢性疾患があり日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある方

費用：システム設置時に8,000円、光回線等の利用者は別途上限4,000円の費用負担あり。（介護保険料段階により免除される場合があります）

### お問い合わせ

住所地の区役所総合支所保健福祉課  
(担当の保健福祉課は、せたがやコール（03-5432-3333）へお問い合わせください)

## 救急通報システム（障害）

緊急時に使用する通報機器等を貸し出します。通報により、民間の受信センターが、東京消防庁に連絡します。

対象：18歳以上のひとり暮らし等の身体障害者（障害の程度が1・2級）または難病の方。（高齢者向け救急通報システムの対象者は除きます）

費用：無料

### お問い合わせ

住所地の区役所総合支所保健福祉課  
(担当の保健福祉課は、せたがやコール（03-5432-3333）へお問い合わせください)

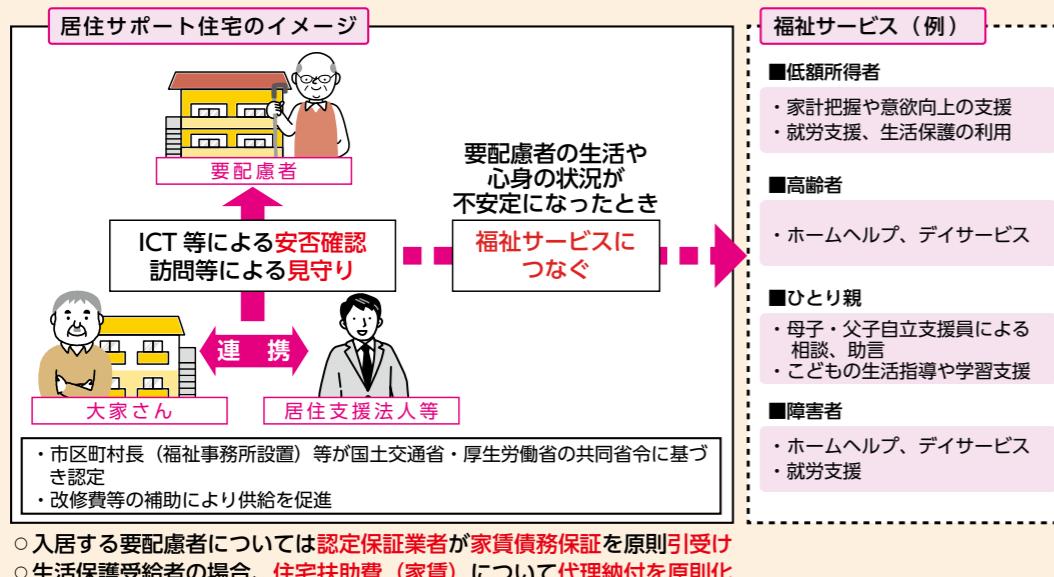
## ～居住サポート住宅 始まりました～

高齢者などの住宅確保要配慮者が安心して生活を送るための住まいを確保できるよう、令和6年6月に住宅セーフティネット法が改正され、居住サポート住宅認定制度が創設されました。

居住サポート住宅とは、居住支援法人等と賃貸人が連携し、要配慮者のニーズに応じて入居中のサポート（安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎ）を行う住宅です。

入居する要配慮者については、認定保証業者が家賃債務保証を原則引受けることや、生活保護受給者の場合、住宅扶助費（家賃）について代理納付を原則化することになっています。

詳しくは、居住サポート住宅情報提供システムのホームページ又は区ホームページをご覧ください。



## 住居確保給付金

離職、廃業又は個人の責によらない理由・都合（休業等）により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方で、住まい（賃貸）を喪失するか、喪失のおそれのある方に、就労支援とともに、原則3か月間の家賃助成を行います。

※支給要件があります。

※自立相談支援員が生活状況等を同一、生活自立に向けたプランと一緒に作成します。住居確保給付金の申請については支給要件等を確認後、申請書類をお渡しいたします。  
※支給期間は原則3か月です。一定の要件を満たす場合は3か月ごとに2回延長でき、最長9か月まで支給できます。

お問い合わせ  
ぶらっとホーム世田谷  
TEL 03-5431-5355

## あんしん事業

認知症や障害などにより、生活に不安があつたり手続きがしづらい方に、契約に基づく福祉サービス利用援助、日常の金銭管理支援サービス、書類等預かりサービスを実施し、在宅生活が継続できるよう支援します。

対象：認知症や障害等により、福祉サービス利用に必要な情報の理解や判断を行うことが困難な方

費用：相談から契約に至るまでの問い合わせは無料。契約後は1時間1,000円（通帳を預かる場合、最初の1時間は2,500円）

お問い合わせ  
成年後見センターえみい  
TEL 03-6411-3950

## 成年後見制度(法定後見制度)

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方の財産管理や身上保護を、家庭裁判所が選任した成年後見人が支援します。

成年後見センターでは、成年後見制度に関するご相談を受け付けています。また、制度の利用を希望される方の、家庭裁判所への申立手続をお手伝いします。



## 入居中・退去後の支援



### 見まもっTELプラス（サービス提供事業者：ホームネット株式会社）



週2回、電話（音声ガイダンス）による入居者の安否確認を行い、また、サービス利用者が自宅内で誰にも看取られずに死亡（自殺、犯罪死、または孤独死）した場合、それに起因して発生した原状回復費用等を最大100万円まで補償するサービスです。  
※サービスの取扱い不動産店での申込みが必要となります。

対象：  
・固定電話、携帯電話、スマートフォンのいずれかをお持ちの方  
・安否確認結果メールの受信者を1名以上確保できる方

費用：	安否確認後の異常時の対応	初回登録料（税込）	月額利用料（税込）
	登録先へ、応答がなかった旨をメール	11,000円	1,650円



※区内にお住まいの満60歳以上の方または障害者の方が、民間賃貸住宅に単身で区内転居する場合、初回登録料を世田谷区が全額補助します。

### HNハローライト（サービス提供事業者：ホームネット株式会社）



専用ライトの使用状況により入居者の安否確認を行い、また、サービス利用者が自宅内で誰にも看取られずに死亡（自殺、犯罪死、または孤独死）した場合、それに起因して発生した原状回復費用等を最大50万円まで補償するサービスです。  
※サービスの取扱い不動産店での申込みが必要となります。

対象：  
・固定電話、携帯電話、スマートフォンのいずれかをお持ちの方 ※Bプランのみ  
・安否確認結果メールの受信者を1名以上確保できる方  
※HNハローライトBプランの場合は、電話での連絡先を1名以上確保できる方

費用：	異常時の対応	初回登録料（税込）	月額利用料（税込）
	登録先へ、異常をメール	13,200円	1,650円
	状況により現場派遣員が駆けつけ、安否確認	16,500円	3,850円

※区内にお住まいの満60歳以上の方または障害者の方が、民間賃貸住宅に単身で区内転居する場合、初回登録料を世田谷区が全額補助します。

#### お問い合わせ

##### 【サービスについて】

ホームネット株式会社 見まもっTELプラス 0120-240-343  
HNハローライト 03-6630-8038



ホームネット ホームページ

##### 【初回登録料補助について】

世田谷区都市整備政策部 居住支援課 03-5432-2499



区ホームページ

## セーフティネット住宅への登録について



高齢者、障害者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要な方の入居を拒まない「セーフティネット住宅（東京さあーる住宅）」として賃貸住宅を登録していただくと、国土交通省の管理する専用WEBサイト「セーフティネット住宅情報提供システム」に掲載され、広く情報を周知できます。住宅の登録条件等はお問合せください。



セーフティネット  
住宅情報提供システム

### 【セーフティネット住宅情報提供システム】

<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>

#### 【住宅の登録に関するお問い合わせ先】

公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター 電話 03-5989-1791



セーフティネット住宅  
情報提供システム

#### ◆登録協力補助（登録協力報奨金）◆

不動産事業者から貸主への働きかけにより、空き室等を一定の住宅確保要配慮者を受け入れる専用住宅として新たに登録した場合に、東京都より、当該貸主及び事業者にそれぞれ1戸あたり5万円の報奨金を交付します。

詳しい条件等は、東京都住宅政策本部のホームページをご覧ください。

[https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/safety\\_net/hojo](https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/safety_net/hojo)



東京都住宅政策本部  
ホームページ

## ひとり親世帯家賃低廉化補助事業



#### ◆家賃低廉化補助◆

区内転居をするひとり親世帯（18歳未満の子どもを養育している低額所得の世帯に限る）の方に住宅を貸していただいた場合に、区が賃貸人に家賃の一部（1戸あたり月額4万円）を補助金としてお支払いすることで、入居者の方の家賃負担額を減額していただく制度を実施しています。

補助の条件等、詳細はお問合せください。

#### ◆賃貸人への協力金◆

家賃低廉化補助を受けることが決定した住宅の賃貸人に、区より、  
①1戸あたり10万円を協力金として交付します。

②募集から入居者の決定まで1か月以上の空室期間が生じた場合に、その期間の家賃相当額（月額最大10万円、最大3ヶ月分）を交付します。

お問い合わせ 世田谷区補助金受付窓口 03-5539-5345



区ホームページ  
ひとり親世帯向け



区ホームページ  
賃貸人向け

## 多世代近居・同居推進助成事業

#### ◆概要◆

区では、子育ての孤立化の解消を目的とした親・子・孫の多世代の近居・同居を推進し、子育てや子どもの見守りなど多世代で互いに支え合う住環境の創出を図ることを目的として、18歳未満のお子さんがいる子育て世帯（妊娠中で、母子健康手帳の交付を受けている場合を含む）とその親世帯が区内新たに近居・同居する場合、区外から転入又は区内転居した世帯に対し、その初期費用の一部を助成しています。

#### ◆助成内容◆

引越し費用、仲介手数料、不動産登記費用、礼金・権利金の合計額（最大30万円）

#### ◆その他◆

- ・住宅の売買契約や賃貸借契約前に申請が必要となります。
- ・先着順での受付となります。予算上限に達した場合は、受付は終了いたします。

お問い合わせ 世田谷区都市整備政策部 居住支援課 03-5432-2499



区ホームページ

# 居住支援法人の紹介

## 居住支援法人とは



住宅確保要配慮者（高齢者、障害者など）の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図るために、居住支援を行う法人として、都道府県が指定するものです。

居住支援法人が行う居住支援業務としては、住宅相談等の入居支援、見守り等の生活支援、賃貸人に対する情報提供、家賃債務保証業務、残置物処理等業務などがあります。

東京都住宅政策本部のホームページには、東京都から居住支援法人として指定された法人の一覧、各法人が行っている見守り業務一覧が掲載されています。

居住支援法人によって対象としている住宅確保要配慮者や支援内容、対象エリアなどが異なりますので、詳しくは一覧をご覧ください。

東京都 居住支援法人

検索

[https://www.jutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/safety\\_net/shien/kyojushien](https://www.jutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/safety_net/shien/kyojushien)



東京都住宅政策本部  
ホームページ

## 世田谷区居住支援協議会に参画する居住支援法人について

東京都から居住支援法人として指定された法人のうち、世田谷区と協定を締結している法人や区内に拠点を置く法人など、5法人が世田谷区居住支援協議会に参画しています。（令和8年1月現在）。

次ページ以降には、各法人の日頃の活動内容やアピールポイントを紹介しております。

お部屋探しをされる際などに居住支援法人を選択肢の一つとして入れていただき、お困りの際には各法人にご相談ください。

### 世田谷区居住支援協議会に参画する居住支援法人一覧（令和8年1月現在）

1. ホームネット株式会社
2. NPO法人せたがや福祉サポートセンター
3. 生活クラブ生活協同組合
4. 社会福祉法人大三島育徳会
5. アドバンスライフプランニング株式会社



## 居住支援法人一覧（世田谷区居住支援協議会会員）

### 1 ホームネット株式会社

- 所在地： 中野区中野2-24-11 住友不動産中野駅前ビル19階
- 連絡先： 0120-460-560（月曜と水曜の9時～18時）
- 支援対象者： 高齢者



#### ■ 法人の紹介

- (1) 世田谷区住まい見守り・補償サービス初回登録料補助制度の対象となる見守りサービス「見まもっTELプラス」、「HNハローライト」の提供。
- (2) 高齢者を中心とした入居相談（月曜と水曜の9～18時）  
上記フリーダイヤルで入居相談を受け付け、お部屋探しをお手伝いします。
- (3) 安心して依頼できる家財整理事業者の無料見積りを手配  
Tel. 03-6630-8037（平日9～18時）

#### ■ 日頃、どのような支援を行っているか（支援内容、実績等）

入居相談を受けて、民間賃貸住宅を借りる流れや相談者のご事情に応じたアドバイスをすると共に、提携不動産店と連携して高齢者でもご紹介可能な物件をお探ししています。  
東京都内で年間300～400件の相談に対応しています。

#### ■ どのような関係機関と連携をとって活動しているか

- ・弊社見守りサービスの取り扱いのある、単身高齢者でも受け入れに前向きな不動産管理会社
- ・得意分野の異なる居住支援法人

#### ■ アピールポイント

賃貸物件を所有している訳ではありませんが、相談者の事情や希望をしっかりとヒアリングし、その方の抱えている課題の整理をしたうえで、現実的な選択肢をご提案することができます。なぜ断られているのか分からない、どうやって探したら良いのかわからない、といったご相談から承っています。

### 2 NPO法人 せたがや福祉サポートセンター

- 所在地： 世田谷区梅丘1-61-13 マンションアトリエ301号室
- 連絡先： 03-6413-1506
- 支援対象者： 全ての住宅確保要配慮者



#### ■ 法人の紹介

2000年にNPO法人となり、ささえあいのまちづくりを目指して「世田谷たすけあいネット」を2004年から始めました。地域の皆様の困りごとに応え無料の電話相談とボランティアの出張サービスを行っています。また第三者評価事業や、サポート活動として「おとこの台所」「ここからカフェ」など地域の居場所づくりも行ってきました。  
2018年に東京都居住支援法人指定。

#### ■ 日頃、どのような支援を行っているか（支援内容、実績等）

- ・無料の電話相談  
単身高齢者や、障がい者、一人では解決できない問題を情報提供しながら、解決方法と一緒に考えていく
- ・ボランティアのちょっとサービス（出張サービス）  
簡単な家具の組み立てや移動、エアコンフィルターの掃除、庭木の剪定、病院の付き添い、介護保険ではできないサポートなど
- ・安否確認・緊急時対応、定期訪問（見守り、声掛け）  
世田谷区の「住まいあんしん訪問サービス」2008年～2025年受託（現在は終了）

#### ■ どのような関係機関と連携をとって活動しているか

あんしんすこやかセンター、世田谷区立男女共同参画センター「らぶらす」、至誠会看護専門学校、生活クラブ地域協議会など

#### ■ アピールポイント

地域ネットワークの構築と居場所づくり  
困ったときに人の手を貸してと気軽に言える、人にやさしい地域を作ることを目的としています。  
いつでも相談できる場所であると同時に、支援・応援したい人たちの集まる場所を作ります。  
当事者意識を尊重し一緒に暮らす地域でたすけあえる関係を作ります。  
行政や様々な団体と連携してささえ合いのための地域ネットワークを作ってきました。

### 3 生活クラブ生活協同組合

- 所在地：世田谷区宮坂3-13-13
- 連絡先：03-6388-9543
- 支援対象者：全ての住宅確保要配慮者



#### ■ 法人の紹介

住まいの問題は、最も基本的な問題です。当生協は、家計相談・サービス付き高齢者住宅などの福祉事業及び増改築改修工事・片付けなどの住宅事業に取り組んでいます。空き家・空き室の活用を考えている方、低所得者の方、高齢者の方、子育て中の方など住まいにお困りの方、皆様の住まいの問題を共に解決していきたいと考えています。

#### ■ 日頃、どのような支援を行っているか（支援内容、実績等）

協力不動産店から物件情報を収集し、民間賃貸住宅の空き室情報を提供します。  
内見同行などのサポートも実施しています。

#### ■ どのような関係機関と連携をとって活動しているか

居住支援法人である株式会社・すまい・るや生活クラブ生協の関連団体と連携をしています。

#### ■ アピールポイント

居住支援事業の取組みを通して、地域の課題として深刻化しつつある、高齢者、子育て世帯、低額所得者など住宅確保要配慮者の住まいの問題や空き家問題の解決を図っていきます。

### 4 社会福祉法人 大三島育徳会

- 所在地：世田谷区鎌田3-16-6
- 連絡先：03-5491-0344（特別養護老人ホーム博水の郷）
- 支援対象者：低額所得者、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者、子育て者、生活困窮者



#### ■ 法人の紹介

当法人は、2000年に設立された社会福祉法人です。「地域に根差した社会福祉の実践」を理念として活動しています。鎌田地区を中心に高齢者福祉と障害者福祉で9拠点15事業を行っています。せたがや公益協の会員として活動する中で、高齢者や障害者の「住まいの問題」に直面しました。この経験から、社会福祉法人として住宅確保要配慮者の皆様へ住宅を提供し、必要な福祉的支援を一体的に行っていきたいと考えています。

#### ■ 日頃、どのような支援を行っているか（支援内容、実績等）

高齢者、障害者、低額所得者、生活困窮者など、住宅の確保が困難な方を対象とした居住支援を行っています。

法人が借り上げた住宅をサブリースし、転居後の生活支援（見守り、受診同行など）も実施しています。これまで、高齢者、障害者、母子家庭など多くの方からのご相談を受けてきました。特に、家賃負担が困難になった高齢者の方や、退去を迫られている方からの相談が多く、当法人がお貸しできる住宅を提示し、内見まで行った事例も複数あります。現在支援しているのは1名（生活困窮の障害者の方）です。この方には、週3回の電話による健康確認、月1回の訪問、食品の差し入れ、受診同行などの生活支援を行っています。

#### ■ どのような関係機関と連携をとって活動しているか

あんしんすこやかセンター、世田谷区生活支援課・子ども家庭支援課、他区市の社会福祉法人が行っている居住支援法人など。

#### ■ アピールポイント

当法人は、ご自身名義で住宅を借りることが難しい方に対し、法人が借り上げた住宅をサブリースする支援を行っています。社会福祉法人として、住宅を借りるのが困難だけでなく、福祉的な支援も必要とされる方に対応できる体制があります。単に「住宅が見つからないだけ」という方については、当法人の専門性を活かせないため、お力になれない場合があります。まずはお電話にてご相談ください。



### 5 アドバンスライフプランニング株式会社

- 所在地：世田谷区太子堂1-12-39 三軒茶屋堀商ビル3階
- 連絡先：03-3410-3888
- 支援対象者：低額所得者、高齢者



#### ■ 法人の紹介

当社は、高齢者等終身サポート事業を通じて主におひとりさま高齢者の家族に代わる総合的な支援を行います。

『今と、その先のありがとうへ』を理念に掲げ、おひとりさま高齢者が抱える問題の解決や叶えた希望の実現に向けて、生前からご逝去された後までもご支援します。

#### ■ 日頃、どのような支援を行っているか（支援内容、実績等）

身元保証：緊急連絡対応（24時間体制）、入退院手続き、高齢者施設入居手続き、ご逝去時の身元引受など

生活サポート：介護・医療保険外の様々な生活支援（買い物・病院同行、各種相談対応など）

死後対応：葬儀・火葬・納骨・各所届出・連絡・供養・墓じまいなど

住替え支援：高齢者施設・賃貸・住み替え先不動産の検索・案内・契約支援など

不動産売買：住み替えに伴うご自宅の買取り又は仲介及び家財処分

遺言作成支援：連携先専門家の紹介による遺言作成支援

#### ■ どのような関係機関と連携をとって活動しているか

介護従事者（ケアマネジャー）

医療従事者（医師・看護師・医療ソーシャルワーカー）

他の居住支援法人

NPO法人都民シルバーサポートセンター

#### ■ アピールポイント

おひとりさまの問題解決や希望の実現に向けて点で解決するのではなく、総合的に解決へと導きます。

特に、おひとりさまの住み替えに伴う居住支援を得意とし、その実績は多数あります。

家族に代わるサービスとして、皆様の安心・安全な老後生活の実現に向けて、信頼を損なわないよう倫理観をもって心ある対応を心がけていますので、一人で悩まず安心してご相談ください。

## 居住支援法人への相談例

(1) 居住支援の全般的な情報提供  
(高齢者の入居相談)

ホームネット株式会社  
TEL 0120-460-560

(2) 困難を抱える女性への支援

NPO法人 せたがや福祉サポートセンター  
TEL 03-6413-1506

(3) 区外への転居、区外からの転居

生活クラブ生活協同組合  
TEL 03-6388-9543

(4) 鎌田地域周辺でお部屋探しをされている高齢者・障害者の方

社会福祉法人 大三島育徳会  
TEL 03-5491-0344

(5) 自宅を売却し、転居先を探したい

アドバンスライフプランニング株式会社  
TEL 03-3410-3888



令和8年1月発行

発行：世田谷区居住支援協議会

事務局：世田谷区都市整備政策部居住支援課

TEL 03-5432-2499 FAX 03-5432-3040

※本冊子に掲載している情報は、令和8年1月時点のものです。